

関電ガス

関電ガス  
なっとくプラン  
for 中央電力

(主契約料金表)

平成29年4月1日実施

# 本 則

## 1 適 用

この関電ガスなっトクプラン for 中央電力料金表（以下「この料金表」といいます。）は、大阪瓦斯株式会社（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（平成28年12月26日認可。なお、当該一般ガス導管事業者が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款によります。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の供給区域における一般の需要に適用いたします。

## 2 契約種別

この料金表の契約種別は、関電ガスなっトクプラン for 中央電力といたします。

## 3 適用範囲

次のいずれにも該当する場合で、当社との協議が整ったときに適用いたします。

- (1) お客さまが当社および中央電力株式会社（以下「中央電力」といいます。）の指定するサービスにより電気の供給を受けている場合
- (2) お客さまが、料金を、中央電力が別に定める関電ガスなっトクプラン for 中央電力おまとめサービス請求規約に係る契約にもとづき、中央電力に毎月継続して料金を立替えさせる方法（以下「中央電力おまとめサービス」といいます。）により支払われる場合

## 4 契約使用期間

契約使用期間は、次によります。

- (1) 契約使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までといたします。

(2) 契約使用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、この料金表による契約は、契約使用期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約使用期間満了前は、新たな契約使用期間を、この料金表による契約の継続後は、新たな契約使用期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

## 5 料 金

料金は、(1)および(2)を適用して、1月ごとのガス供給条件（平成29年4月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお、当社が供給条件を変更した場合には、変更後の供給条件によります。）15（使用量の算定）に定める使用量にもとづき算定された基本料金と従量料金の合計といたします。

なお、従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。ただし、従量料金は、供給条件別表（原料費調整）によって算定された平均原料価格が85,050円を下回る場合は、供給条件別表（原料費調整）によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表（原料費調整）によって算定された平均原料価格が85,050円を上回る場合は、供給条件別表（原料費調整）によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

### (1) 適用区分

料金表A 使用量が、0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が、20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が、50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が、100立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が、200立方メートルをこえ、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が、350立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表G 使用量が、500立方メートルをこえ、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表H 使用量が、1,000立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

イ 料金表A

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	745円 10銭
-------------	----------

(ロ) 従量料金

1立方メートルにつき	175円 15銭
------------	----------

ロ 料金表B

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	1,243円 70銭
-------------	------------

(ロ) 従量料金

1 立方メートルにつき	150 円 22 銭
-------------	------------

ハ 料金表C

(イ) 基本料金

1 月および1 契約につき	1,249 円 20 銭
---------------	--------------

(ロ) 従量料金

1 立方メートルにつき	150 円 11 銭
-------------	------------

ニ 料金表D

(イ) 基本料金

1 月および1 契約につき	1,658 円 20 銭
---------------	--------------

(ロ) 従量料金

1 立方メートルにつき	146 円 02 銭
-------------	------------

ホ 料金表E

(イ) 基本料金

1 月および1 契約につき	3,004 円 20 銭
---------------	--------------

(ロ) 従量料金

1 立方メートルにつき	139 円 29 銭
-------------	------------

ヘ 料金表F

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	3,308円 70銭
-------------	------------

(ロ) 従量料金

1立方メートルにつき	138円 42銭
------------	----------

ト 料金表G

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	6,263円 70銭
-------------	------------

(ロ) 従量料金

1立方メートルにつき	132円 51銭
------------	----------

チ 料金表H

(イ) 基本料金

1月および1契約につき	6,573円 70銭
-------------	------------

(ロ) 従量料金

1立方メートルにつき	132円 20銭
------------	----------

## 6 日割計算

- (1) 供給条件17（日割計算）(1)の適用を受ける場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、供給条

件別表（原料費調整）によって算定された平均原料価格が85,050円を下回る場合は、供給条件別表（原料費調整）によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表（原料費調整）によって算定された平均原料価格が85,050円を上回る場合は、供給条件別表（原料費調整）によって算定された原料費調整額を加えたものとしたします。

なお、5（料金）(1)の料金表A，料金表B，料金表C，料金表D，料金表E，料金表F，料金表Gまたは料金表Hの適用区分は、料金の算定期間における使用量に30を乗じ、日割計算対象日数で除した1月換算使用量によります。また、1月換算使用量の単位は、立方メートル単位の整数とし、その端数は、切り捨てます。

#### イ 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

なお、基本料金は、5（料金）(2)の基本料金といたします。

#### ロ 従量料金

従量料金は、5（料金）(2)を適用し、料金の算定期間における使用量によって算定いたします。

- (2) 4（契約使用期間）(2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件31（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約使用期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

## 7 供給ガスの熱量，圧力および燃焼性

当社の供給ガスにおける熱量，圧力および燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、当社供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量	標準熱量……………45メガジュール
	最低熱量……………44メガジュール
圧 力	最高圧力……………2.5キロパスカル
	最低圧力……………1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度……………47
	最低燃焼速度……………35
	最高ウォツベ指数……………57.8
	最低ウォツベ指数……………52.7
	ガスグループ……………13A
	燃焼性の類別（旧呼称）……………13A

## 8 料金の支払期日および支払方法

- (1) 料金の支払期日は、供給条件18（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず、支払義務発生日の翌日から起算して60日目といたします。  
 なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。
- (2) お客さまは、料金については毎月、供給条件19（料金その他の支払方法）にかかわらず、中央電力おまとめサービスにより支払うものといたします。
- (3) お客さまが料金を中央電力おまとめサービスにより支払われる場合は、料金が中央電力により当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、お客さまから当社に対する支払いがなされたものといたします。

## 9 適用の終了およびなっトクプランの適用

- (1) 3（適用範囲）に定める適用条件を満たさなくなる場合は、お客さまは、



中央電力を通じてすみやかに当社に申し出ていただきます。

- (2) 3（適用範囲）に定める適用条件を満たしていないことを当社が確認した場合は、当該適用条件を満たさなくなった日以降最初の託送約款等に定める検針日をもって、この料金表の適用を終了し、適用終了日の翌日から、当社が別に定める主契約料金表のなっトクプラン（平成29年4月1日実施。以下「なっトクプラン」といいます。なお、当社がなっトクプランを変更した場合には、変更後のなっトクプランによります。）を新たに適用いたします。

## 10 解 約 等

- (1) 当社は、お客さまが、中央電力おまとめサービスによって支払いを要することとなった中央電力に対する債務を中央電力の定める期日までに支払われない場合には、需給契約を解約することがあります。
- (2) (1)の場合には、あらかじめその旨を、中央電力を通じてお客さまにお知らせいたします。
- (3) (1)によって、当社が需給契約を解約する場合は、当社は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。
- (4) (1)、(2)および(3)によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

なお、この場合には、供給条件28（損害賠償等）(3)の規定に準ずるものといたします。

## 附 則

### 実施期日

この料金表は、平成29年4月1日から実施いたします。

# 別 表

## 原料費調整

- (1) 供給条件別表（原料費調整）に定める $\alpha$ および $\beta$ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.9673$$

$$\beta = 0.0350$$

- (2) 供給条件別表（原料費調整）に定める基準原料価格は、次のとおりといたします。

基準原料価格	85,050 円
--------	----------

- (3) 供給条件別表（原料費調整）に定める基準単価は、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 1 厘 (消費税等相当額 を含みません。)
-------------	---------------------------------